

国見町監査委員告示第16号

住民監査請求に係る監査結果について

地方自治法第242条第5項の規定により、住民監査請求に基づく監査の結果を決定したので、別紙のとおり公表します。

令和5年3月20日

国見町監査委員 佐藤 徳 正

国見町監査委員 小林 聖 治

決定書

第1 請求人

住所 国見町大字徳江字西7番地1

氏名 村上 健

第2 請求の要旨

1 職員措置請求書に記載された請求は、次のとおりである。(原文に沿って掲載)

国見町職員に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

(1) 請求の対象となる職員

総務課長 ■■■■■ 建設課長 ■■■■■

(2) 請求の対象とする行為又は事実

ア 行為がなされた時期

令和4年3月から同年5月

イ 行為又は事実の内容

■■■■■総務課長が住んでいる宅地の生活環境の改善のため、「令和3年度町単独事業 徳江佐野台地内路面改良工事」として、その宅地に接続する町道及び当該宅地の一部に路盤改良工事及び防草シート敷設工事等を実施した行為

(3) 対象とする行為又は事実の違法性又は不当性

本件工事を実施した道路は町道認定こそされているが、幅員が狭く車輛は通行できず、通常は人も通ることのない(必要性が低い)状況であり、本来は水路管理の道路である。このような場所に公金支出により上記工事を実施する必要は全くなく不当な行為であります

(4) 町に発生した又は発生の可能性のある損害

本件工事のために要した工事請負費等の公金支出額

(5) 是正、改善等必要とする措置の内容

本件工事に要した支出額全額またはその一部金額を、上記2名に対して国見町へ補てんさせる措置を請求するものです。

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

2 添付された事実証明書(添付省略)

- ・No.1-1-1 町への「開示請求書」(令和4年10月6日提出)の写し
- ・No.1-1-2 町からの「開示請求書の補正及び確認について」(令和4年10月17日付け)の写し
- ・No.1-1-3 町への「行政情報開示請求書」(令和4年10月24日補正提出)の写し
- ・No.1-1-4 町からの「行政情報開示決定等期間延長通知書」(令和4年10月28日付け)の写し
- ・No.1-1-5 町からの「行政情報部分開示決定通知書」(令和4年11月8日付け)の写し
- ・No.1-1-6 「徳江佐野台地内路面改良工事の起工伺について」(令和4年3月4日起案)の写し
- ・No.1-1-7 支出負担行為票(令和4年3月11日起票)等の写し
- ・No.1-1-8 支出命令票(令和4年4月25日起票)等の写し

- ・No.1-1-9 工事写真（年月日不明）の写し
- ・No.1-2-1 町への「行政情報開示請求書」（令和4年11月17日提出）の写し
- ・No.1-2-2 工事完成届書（令和4年3月31日付け）等の写し
- ・No.1-3-1 町への「行政情報開示請求書」（令和4年12月1日提出）の写し
- ・No.1-3-2 町からの「行政情報部分開示決定通知書」（令和4年12月8日付け）等の写し
- ・No.1-4-1 町への「行政情報開示請求書」（令和4年12月26日提出）の写し
- ・No.1-4-2 町からの「行政情報不開示決定通知書」（令和5年1月4日付け）の写し
- ・No.2-1-1 町への「質問書の提出について」（令和4年12月12日提出）の写し
- ・No.2-1-2 町からの「質問書の回答について」（令和4年12月28日付け）の写し
- ・No.2-2-1 町への「質問書の再提出について」（令和5年1月16日提出）の写し
- ・No.3-1 国見町職員組織表の写し
- ・No.3-2 国土調査図面の写し
- ・No.3-3 水路位置図及び写真の写し

第3 請求の受理

本件請求は、令和5年1月23日に提起され、地方自治法第242条に定める要件を具備するものとして受理した。

第4 監査の執行

1 監査の期間

令和5年2月8日から同年3月20日まで

2 監査の対象部署

総務課及び建設課

3 関係人の監査資料提出

令和5年2月17日に、国見町長は関係書類を提出した。（添付省略）

- ・1-1 工事請負契約書（令和4年3月11日付）
- ・1-2 起案用紙「工事請負契約の締結について」（令和4年3月11日起案）
- ・1-3 防草シート設計価格表
- ・1-4 起工伺「徳江佐野台地内路面改良工事の起工伺について」（令和4年3月4日起案）
- ・1-5 防草シートパンフレット
- ・1-6 防草シート技術資料
- ・2-1 検査調書
- ・2-2 工事完成届書
- ・2-3 工事写真
- ・2-4 着工届
- ・2-5 現場代理人等通知書
- ・3-1 支出命令票（令和4年4月25日起票）、支出負担行為票（令和4年3月11日起票）

4 請求人の陳述及び証拠提出

令和5年2月21日に、請求人は証拠として事実証明書の追加提出をした。同年2月22日に請求人の陳述を聴取した。

(1) 証拠の提出 (添付省略)

- ・No.2-2-2 町からの「再質問書の回答について」(令和5年1月27日付け)の写し
- ・No.3-4 経過記録書
- ・No.3-5 町への「令和4年度町内会要望事項」(令和4年5月31日提出)の写し
- ・No.3-6-1 町への「行政情報開示請求書」(令和5年2月1日提出)の写し
- ・No.3-6-2 町からの「行政情報部分開示決定通知書」(令和5年2月14日付け)の写し
- ・No.3-6-3 町への「審査請求書」(令和5年2月21日提出)の写し

(2) 陳述の要旨

請求人の陳述内容は、おおむね次のとおりである。

ア この道路は車が通れないので、人が歩くだけである。位置的にこの通路を歩くとすれば、西側の3件及び東側の1件が可能性のある人達である。さらに、車が通れなくても回覧板を持って行くのに通ることもあるかもしれないが、この道路の西と東では町内会が違う。道路の西側3件は縁戚関係があるものの、道路の東側との縁戚関係は無い。したがって、通常この道路を通るといことは、考えられないような通路である。ただし、毎年4月に町内会で水路に入って井払いをやる時は、年1回だけ歩く。

なお、この道路の東側と西側で一番近い人達に訊いたところ、「今回の改良工事をする前も、改良工事をした後も、まったく人は通らない。」と話していた。

イ 町から入手した国土調査図面の座標図から、対面に2本ずつある所だけ計算して、12箇所の道幅を推定した。一番狭いところは1.29m、一番広かったところは1.37m。要するに、おおむね1m30cmから1m40cmの道幅である。

ウ 国見町では、地域に密着した道路の改良工事等について各町内会からの要望に基づき、「その必要性和緊急性により」進められている。しかし、要望しても実施してもらえないことがほとんどである。今回の「令和3年度 町単独事業 徳江佐野台地内路面改良工事」は、令和4年5月9日から突然工事が開始され数日間で概ね終了している。当該工事については、地域の町内会(第9町内会及び第8町内会)には回覧等のお知らせは一切なく、工所用看板(工事名、発注者、請負業者等を知らせるもの)もなかった。

当該道路は幅員が1.3mから1.4mで曲りもある水路の堤塘のような状態で、車は通れず人の通行もほとんどない。すぐ近くに幅4メートル程の舗装道路もあり役割を充分果たしている。

したがって、今回の工事発注については、第8町内会、第9町内会とも過去において工事を要望したことはない。

当該道路に直接接する私有地は、 総務課長が住んでいる宅地のみである。

当該工事の内容として、法面が段切りであることや防草シートの一部が見えたこと、そして明らかに私有地の宅地まで工事をしていることから、 氏が町の了解をとり個人的に工事を発注したものと思った地域の人もいた。私も最初そう思った。

しかし、その後国見町が発注したことがわかり、当該道路の場合、敷砂利をする程度ならま
だしも、車も通れないのに路盤改良や防草シートを敷設することは考えられず、まして私有地

まで工事を実施したことは驚くばかりだった。

最初は、こういう感じで捉えてから、自分なりにメモを取り始めた。

エ 5月21日、業者から町発注ということを知った。「佐野台道路の工事は連休直後の5月9日から現地着工した」とのこと。

5月22日、役場ホールで建設課長と会ったとき、「町で発注したということだけど、誰かが要望したのかい」と訊いたら、「要望書はあったんだろうけど、ちょっと今ここでは分からない。調べてから後で連絡する」ということだった。

5月26日、建設課長と主任主事が夕方自宅に来て話を聞いた。「要望者はいなかった」「工事は「実証試験」であった」「実証試験」の発案と実施場所の選定は課長自身が行った」「工事額は50万円以内で課長決裁で行いました。町長には報告していない」という話だった。そして、「今回の工事で何か皆さんに迷惑をかけましたか？」ということを知り、私自身もムカッときた。それから、「町道認定道路であり、町所有地を町が工事をするとき、地元には知らせず工事をすることもありうる」と、「町所有地を町が工事するんだから、何か悪いのかい？」という雰囲気だった。

持参した写真綴りで見せられながら説明を聞いた時に、表紙は折り曲げて見せていた。私は写真を受け取り表紙を見たら、工事請負金額63万8千円と記載されていた。「あれっ、今のさっきの説明と違うんじゃないの？」と追求したら、「他の工事と合わせ工事の金額だ。請負業者が間違えて記載したから、これは直させる」という話だった。こういったことは虚偽説明だということは8月28日の事後説明会で明らかになる。

私から、「工事に関する事後説明会を早急に開始すること」「官民境の杭を早めに戻すこと。そのための座標の入った国調図面をくれること」と話をして、建設課長から約束を取りつけた。その時建設課長は、「自分たちだけ来て、説明するから」と、「できれば、町長に知られたくない」という口ぶりだった。私は逆に不安になって、「こういう大事なことを、町長が知らないんじゃない、問題だ」と思って、5月末までに町内会からの要望事項を上げなくてはならなかった時で、ギリギリ間に合うので町内会三役で相談して、これを町への要望事項に加えた。

「水路沿いの道が改良されましたが、経緯について地元説明会の開催を求めます。本件の道はほとんど利用されておらず、地域では要望していません。地域に一切の知らせもなく本年5月に突然改良工事が施工されました。このことについて、多くの地域住民は不可解に思っています。至急説明会を開催してください。」と、要望をした。

8月3日、丸々2カ月経った7月末まで待ってしたが、建設課から連絡が来なかったため、8月1日に電話をして建設課長と話をして、8月3日にということになり、三役で伺った。

説明会はコロナ禍のため人数制限した上で8月28日に実施となった。それから、建設係長より「今回の工事で境界杭を失くしたのではない」旨の発言があった。私は反発して、折れた杭の写真を見せて反論した。そして、「説明会前に官民境の杭を早目に戻すこと」を改めて約束をした。杭打ちは盆過ぎに実行されたが、国調図面は8月29日の説明会終了後、催促したら渡された。

8月28日、20名程の出席者で事後説明会が開催された。説明内容は次のとおり。「道路延長66m、幅2m」と言うが、実際は2.2mだと思う。「工事目的は実証試験」と、みんながいる前で「実証試験」と話をした。「選定理由として、必要性和緊急性が高いので優先的に工事を実施した」と明言した。そして、「工事金額は、工事請負費63万8千円で総務課長決裁であった」

と、前の説明と違っていた。「工事請負額の課長決裁額が、3月時点は50万円で、現在は10万円」と話があって、みんな「不思議だなあ」と思った。さらに、「地域の人には誰にも知らせなかった。」「迂回路があるから工事用看板は指示しなかった。」という話だが、迂回路と工事用看板は目的が違う。「土質をみてあのような法面、要するに段切りとした」と。「工事前に官民境の杭は確認した」と。「基本的に民有地に入って工事はしていない」ということだった。

9月2日、図面等を持って町内会三役で現地を見た。隅切りのある始点と終点を除き、程度の差はあるが最大で80cm程度、全線で民有地に入って工事をしていることを確認した。

10月6日、情報開示請求（1回目）をした。

11月17日に情報開示されたが、「工事完成届出書」がなかったので、再度情報開示請求（2回目）をした。

12月1日、開示請求した「工事完成届出書」と「工事竣功に係る検査調書」の写しを受け取った。両方とも日付は令和4年3月31日付けだった。実際の現地着工は令和4年5月9日から数日間なのに。さらに情報開示請求（3回目）をした。

12月11日、役員会を開催した。「説明会の内容と入手した資料には多くの疑問がある。まずは、早日に町に対して疑問点について質問書を提出し、年内28日までに文書で回答をもらう」「監査請求の提出は、その回答内容により判断する」ことに決定された。

12月12日、情報開示された「道路台帳の写し」に「白交不能」と記載があった。

12月26日、「令和3年中に提出された見積書」に関する情報開示請求（4回目）をした。

1月8日、役員会を開催した。事前に配付した町からの回答書について、疑問と不満が続出した。「町は質問内容に答えていない」「ごまかしの回答である」「不正が明確なることを恐れ、事実確認について逃げている」「町とは意思疎通が不可、会話が成り立たない」「このままでは、町回答書を納得したものとみなされてしまう」。それで、「再質問書を出せ」と決定した。「再質問書に対してまともな町回答は期待できないので、住民監査請求も並行して進めること」と決定した。この時に初めて、慎重な意見は皆無であった。

1月10日、情報不開示決定通知書を郵送で受け取る。

1月16日、再質問書を提出する。

1月23日、建設課長より「私が悪かったということでもいいですから解決できませんか」と発言があったが、表面的な軽い口調だったので無視した。それから、建設課長と質問に対する町回答数点について話し合いをした中で、工事の目的について「実証試験と言ったことはない」と言い出した。8月28日の説明会では「実証試験だった」と言ったのに、「実証試験ではなかった」と言い出した。私自身も驚いた。

そして、監査委員事務局に「国見町職員措置請求書」を提出する。

2月1日、再質問に対する1月27日付けの回答が郵送で届くが、実質ゼロ回答。個人での情報開示請求（1回目）をする。

2月2日、個人での情報開示請求（2回目）をする。

2月21日、2月14日に受理した部分開示決定通知書に関して、止むを得ないが「審査請求書」を提出する。

オ 情報開示された「起工伺」中で、標準断面図では2.2m幅だと分かる。その後ろの写真にある解読不能なメモ書きを、時間をかけて読んだ。「令和3年8月24日 徳江字佐野台地内 長期管理不全町道、通行、水路管理に支障あり 水路への転落の恐れあり危険 早期改善のこと

施行方法要検討（敷砂利だとすぐ草生える） 課長より指示あり」と書いてある。

もう前年の8月には写真撮りには行っている。福島県沖地震と工事が遅れたのは関係無い。防草が目的で、草を抑えたいことが読み取れる。

カ 令和4年12月12日の町への質問書と、12月28日の町からの回答である。

質問の1番目は、「上記説明会において、工事の目的は「実証試験」であるとの説明がありましたが、その「実証試験に係る情報」が一切存在しないのはなぜですか。また、「実証試験」であったことの説明（証明）を求めます。」。その回答が、「工事は、道路法42条に基づく適正な道路維持管理を目的とし、「実証試験」目的ではありません」。

事後説明会では実証試験と言ったが、実際は実証試験では無かったのか。それとも、事後説明会で「実証試験とは言ってない」と言うのか。

質問の2番目は、「当該説明会において、当該道路は「必要性と緊急性が高いため、優先的に工事をしました」との説明がありましたが、当該工事場所の「選定理由に係る情報」が一切存在しないのはなぜですか。」。その回答が、「管理不全により町道通行が困難であることから、早急な改善が必要と判断したものです」。

全然回答になっていない。町道通行が困難と言っても、もともと歩く人がいないわけだから、困難の話ではない。

質問の3番目は、「当該道路のすぐ近くに4m程の舗装道路があり、その役割を十分に果たしています。当該道路は車は通れず人もほとんど通らないことは地区民誰もが知っております。水路の堤塘のような道に、なぜ路盤改良や防草シート敷設工事を実施したのですか。その必要性について説明を求めます。」。その回答が、「工事を実施した町道3109号線は、町道3108号線と町道3110号線を接続する連絡道路で相互に補完機能を持つものであり、町道の機能回復と通行の利便性の向上を図るため砂利舗装とし、雑草繁殖を抑える防草シート施工により維持管理コスト軽減を図ったものです」。

「連絡道路」をここで持ち出してきた。私の知る限りは、必ず連絡道路は、どちらかの細い方の道路幅に拡幅して同程度の機能にしなくてはならないから、当然舗装もしなくてはならない。「連絡道路」、言葉だけ持ち出してきても内容が伴っていない。

質問の4番目は、「当該説明会において、当該工事場所の境界（杭）は工事前に確認している事と民有地に入り工事はしていない旨の説明がありました。しかしながら、ほぼ全延長に亘り民有地に入り工事が実施されております。なぜ、事実と異なる主張をするのですか。明快な説明を求めます。なお、交付された資料等によりますと、道幅は1.3mから1.4mであり水路の余幅を加えても、路盤改良や防草シート敷設幅の2.2mを入れることは不可能です。」。その回答が、「残存境界杭を基準に路面整正等を施工したが、意図せず一部区間民地側へ越境したことを確認しています」。

写真のところが、一番道幅が広い1.37m。水路と町道の間に33cmの幅があった。要するに、1.37と0.33足しても2.2は入るはず無い。しかし、基本的に民地に入ったとは認めない。

質問の5番は、「当該工事について、地域住民に対して一切のお知らせもなく、工事用看板（工事名、発注者、工事請負業者名等を記載したもの）も表示しなかった理由を説明してください。」。その回答が、「本件は短期間の施工が可能な維持工事であることから周知を行っていません」。

それが妥当かどうかなのか。

質問の6番は、「当該工事は本年5月9日に着工したことが確認されています。資料によりますと、3月31日に工事完成届書が提出され、同日に工事竣功検査が行われています。そして、4月25日に工事請負代金の支出命令票が作成されています。このことは、事務手続き上あまりにもひどく歪められています。この矛盾点について説明を求めます」。その回答が、「本件は、3月11日受注業者からの着工届提出をもって工事着手と認識しています。尚、工事の遅延は福島県沖地震発生を要因としたものです」。

明らかに、4月中にも現地着工ができないのに、5月の連休直後からやったという事実は事実であるわけである。工事が始まる前に支払手続を進めたと事実は事実であるわけである。

質問の7番、8番はお読みください。

キ そして、1月16日に再度質問書を出して、回答は2月1日に郵送されてきた。その回答は、「令和5年1月16日付けで提出のありました質問書に対する回答については、令和4年12月28日付け回答のとおりです」と、要するにゼロ回答だった。そういうことで、会話は成り立たなかった。

監査委員からの質問に対する陳述内容は、おおむね次のとおりである。

ク 令和4年5月9日に着工した根拠としては、「連休直後から工事した」と言った地元の人2名と業者。さらに、現場で10cm掘削して出た土を軽ダンプに積んで自分の畑に運んでもらった人1名がいる。

5 現場検証

令和5年3月1日に「令和3年度 町単独事業 徳江佐野台地内路面改良工事(以下「本件工事」という。)」現場の検証を行った。

6 関係人の陳述及び証拠提出

令和5年2月28日に、国見町長は弁明書及びこれに添付し証拠を提出した。同年3月10日に関係職員等の陳述を聴取した。

(1) 弁明書及び証拠の提出

ア 弁明書に記載された内容は、次のとおりである。(原文に沿って掲載)

1 弁明の趣旨

本件請求を棄却するとの決定を求める。

2 事実の否認

請求の要旨第2項記載の行為又は事実のうち、「 総務課長が住んでいる宅地の生活改善のため」との部分については、否認する

請求の要旨第3項記載の行為又は事実のうち、「通常は人も通ることのない(必要性が低い)状況」「公金支出により上記工事を実施する必要はなく不当な行為」との部分については、否認する。

3 弁明の理由

当該町道3109号は道路法が適用される法定道路である。

道路法42条は、道路管理者が常時良好な状態に保つよう維持・修繕の義務を定めており、

町道機能回復を目的とする当該工事は、同法及び地方自治法並びに国見町財務規則に則り実施したものである。このため公益性を有する、町道維持事業に係る公金支出は妥当である。

4 その他の事項

請求は、道路管理者の法的義務としての行為に対し、工事目的そのものを個人の主観をもって否定している。仮に請求を認めることになれば、国見町の今後の道路行政遂行そのものに多大なる影響があるものと思料される。

イ 弁明に係る証拠書類（添付省略）

- ・道路法条文抜粋
- ・道路台帳写し
- ・認定路線調書写し
- ・本件契約に係る書類一式（2月17日提出済）

(2) 陳述の要旨

本件監査請求書に対する関係職員等の陳述内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 【総務課長の陳述】今回の件につきましては、財務規則に則り、適正に事務執行を實際行ったものですので、特に問題があるものとは思っていません。
- イ 【建設課長の陳述】今回の工事につきましては、道路法42条、道路管理者としての責務を果たすために、実施した工事ということです。
- ウ 【会計管理者の陳述】本工事請負契約の支払に係る関係書類については、審査の結果、不備が認められなかったため、工事請負契約約款第33条第2項規定の期限であります5月31日に支払いを執行したところです。
- エ 【建設課係長の陳述】本工事においては、道路の維持管理として実施してきたものですので、道路維持管理として必要なものと認識していますので、問題ない工事と思っています。
- オ 【建設課主任主事の陳述】今回の工事については、道路の維持管理という形で発注したものであり、内容についても、問題はないと思っています。

監査委員からの質問に対する陳述内容は、おおむね次のとおりである。

- カ 【総務課長の陳述】当該道路の管理等について話や要望等を建設課の方には、3年位前「誰が管理するんですか」「誰が草刈るんだ」とは話したことはあります。しかし、今回の工事に関して話したことは、特にはありません。
- 実際の工事がいつ頃実施されたかは、正確な記憶はないが4月頃だったと思う。
- キ 【建設課長の陳述】この現場を知ることになった経緯は、令和3年8月頃に当該町道の現場を確認して、通行不能、草が繁茂している状況等を確認して、改善しなければならないと思った。
- そこから工事発注までの経緯は、担当者へ道路の通行機能を回復するための工法等を検討するように指示した。検討に時間がかかったことと、その後冬期間で雪の多い時期で発注が遅れて、実際発注したのが3月に入ってからです。また、当初予算でとってなかったため、予算を確保次第発注したいということでも、時期はずれた。
- ク 【建設課の陳述】「当該道路の管理等について〇〇氏より要望等がありましたか」について

は、建設課長は「認識していません」。管理係長、主任主事は「建設課長からの指示を受けました」。

ケ 【建設課長の陳述】当該工事について「■■■■氏宅の生活環境の改善のため」を否認した理由は、町道は通行の確保は大原則です。この道路は公益性があると認められ議会の議決を得て町道認定に。誰かのための道路でなく、地域の町民の皆さんの道路の改善を図ったということです。

コ 【建設課長の陳述】「通常は人も通ることがなく必要性が低い」を否認した理由は、従前はきちんと通行ができたと認識しています。ただ現在は管理不全の状況ということで、改善の必要があるということです。なお、当該道路は管理が届いていなかった。

管理不全により通行が困難と判断した理由は、草が繁茂して道型がわからない、水路側にも草が覆ってる状況で、道路上に堆積して地形が不明瞭で、通行が困難であるという状況を確認した。

サ 【建設課長の陳述】工事の実施を決めたのは、8月の現場確認した段階で、建設課長が決めた。

【建設課主任主事の陳述】砂利舗装と防草シートという工法は、現場状況に合わせた工法の検討をする中で、初めて知った工法です。

「雑草繁茂を抑える防草シート施工により維持管理コスト軽減を図ったものです」と説明した維持管理コスト軽減とは、砂利の下に防草シートを設置することで、仮に砂利の上に草の種が飛散しても、根が張らないので処理が簡単になる。あと、下から出て生えてこないのも、維持管理が軽減される。防草シートを敷くことで、砂利の沈下を抑えられる機能があるので、砂利の補充が回数が減るところで、工法選定した。

その効果は、あくまで概算で7、8年くらいは効果はあると考えた。

シ 【建設課主任主事の陳述】当初の認識では民地に入る計画はなかった。施工工事終わった後の5、6月頃、境界復元の際に、民地内に入り込んでいるのが詳細に分かった。

【建設課長の陳述】発注前は公図を基に幅員を決めたけども、結果的には現場で一部越境したことになります。

民地側に一部越境した事実はあったので、隣接者へは説明をした。その際、側溝等の永久構造物は埋設してないので、一部地形の形状の変更ということで、現状では理解をいただいている。もし、民地に入った部分を撤去といった要求があれば、現状復帰という方法はある。

ス 【建設課長の陳述】「工事の遅延は福島県沖地震発生を要因としたものです」とは、実際発注したのは3月で、工事は確認したところ5月初旬。

3月16日の福島県沖地震発生で、町内各所で道路損壊等が発生したので、その災害復旧を優先させたというのが町の原因。業者の都合としては、災害復旧と通常工事が両方平行してできなかった。

【建設課係長の陳述】実際検査した日は、現場が完成してから現場を見て検査したのは、定かではないが5月の中旬頃だったと思う。工事検査調書の日付を3月31日としたのは、契約上3月31日ということで、工期の変更もしてないので3月31日とさせてもらった。

セ 【建設課長の陳述】年度内完成が見込めないとわかった時に、事故繰越なり手続きは必要だったと認識している。真摯に反省しています。現場の進捗状況が把握しなかったのが一番の要因なので、再発防止に努めたい。

建設課長としては、3月中に議会が4月28日まで延びることは認識していたが、事故繰越の手續きが、忙しい中で忘れて、結果的には取らないでしまった。

施工者の完成届も3月31日付けについては、町からお願いした。

ソ 【建設課主任主事の陳述】請求者の「工事が始まる前に支払手続きを進めた」との主張については、3月31日までという工期もあるので、財務システム上で日付を4月25日にさかのぼって起票した。実際の支払の処理を行ったのは検査完了後になる。

【会計管理者の陳述】書類に合わせて、さかのぼって起票することは、往々にしてやっているのかと思う。

タ 【建設課長の陳述】「短期間での施工が可能な工事であることから、周知を行っていません」とは、事前の説明は一切行わなかったし、看板も維持工事で短期間の施工ということ出していないが、「工事中」という看板は出している。

チ 【建設課長の陳述】「5月26日と8月28日は「実証試験」と説明して、12月28日では「実証試験目的ではありません」という回答だ」という請求人の主張については、「実証試験」ではなく「試験的」という言葉は使った。初めて採用する工法なので、「試験的」という言葉を使ったと認識しているが、「実証試験」という言葉を使ったかどうかは定かではない。

ツ 【建設課長の陳述】請求人の「最初の説明では「50万円以内」と説明して「建設課長決裁で行った」。それが、写真の綴りの表紙を見て63万8千円という金額が記載されていたので、「それではないか」と訊いたところ、「これは他の工事と併せた金額であり、請負業者が間違えて記載したので、訂正させる」と説明があった」との主張については、他の現場と混乱してたということもあり、説明について齟齬があったとお詫びしたい。

テ 【総務課長の陳述】請求人は「3月時点で課長決裁50万が、現在は10万円となったと聞いている」という主張については、起票当時の課長決裁は50万円で、その後4月1日に財務規則が改正され10万に下がった。改正理由としては、随契の基準、業者の選定が、総務課財政係で把握できないということがあったので、総務課長の合議権を10万からにという形になった。

ト 【建設課長の陳述】8月28日の段階で「基本的に民有地に入っていない」と説明しているということですが、一部入っているというのは認めている。12月28日の回答と同じく、「意図せず一部区間民地側へ入っている」ということは、8月の段階でも説明している。

第5 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 関係法令

本件請求に係る関係法令は、次のとおりである。

ア 地方自治法【抜粋】

(支出負担行為)

第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

(支出の方法)

第 232 条の 4 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

イー1 国見町財務規則（令和 5 年 4 月 1 日改正前）【抜粋】

（専決及び代決）

第 3 条 財務に関する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事項については、同表の当該右欄に掲げる者に専決処理させるものとする。

| 事項 | 専決処理させる者 | |
|--|--|--------------------------------|
| 17 次に掲げる経費について支出負担行為をすること。 | | |
| (8) 工事請負費 | 1 件の金額が 50 万円以上 100 万円未満のものにあつては、財政担当課長 | 1 件の金額が 50 万円未満のものにあつては、各課等の長 |
| 20 次に掲げる経費について支出を命令すること。 | | |
| (1) 第 17 項の規定により各課等の長が支出負担行為の専決処理をすることができるもの | | 各課等の長 |
| (2) 前号に掲げるものを除き、別表第 1 において支出負担行為として整理する時期が、支出を決定するとき又は請求のあったときとされているもの | 当該支出負担行為に係る支出負担行為権者が財政担当課長とされているものにあつては、財政担当課長 | |
| (3) 前 2 号に掲げるもの以外のもの | 1 件の金額が 100 万円以上 500 万円未満のものにあつては、財政担当課長 | 1 件の金額が 100 万円未満のものにあつては、各課等の長 |

イー2 国見町財務規則（令和 5 年 4 月 1 日改正後）【抜粋】

（専決及び代決）

第 3 条 財務に関する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事項については、同表の当該右欄に掲げる者に専決処理させるものとする。

| 事項 | 専決処理させる者 | |
|--|--|--------------------------------|
| 17 次に掲げる経費について支出負担行為をすること。 | | |
| (8) 工事請負費 | 1 件の金額が 10 万円以上 100 万円未満のものにあつては、財政担当課長 | 1 件の金額が 10 万円未満のものにあつては、各課等の長 |
| 20 次に掲げる経費について支出を命令すること。 | | |
| (1) 第 17 項の規定により各課等の長が支出負担行為の専決処理をすることができるもの | | 各課等の長 |
| (2) 前号に掲げるものを除き、別表第 1 において支出負担行為として整理する時期が、支出を決定するとき又は請求のあったときとされているもの | 当該支出負担行為に係る支出負担行為権者が財政担当課長とされているものにあつては、財政担当課長 | |
| (3) 前 2 号に掲げるもの以外のもの | 1 件の金額が 100 万円以上のものにあつては、財政担当課長 | 1 件の金額が 100 万円未満のものにあつては、各課等の長 |

ウ 道路法【抜粋】

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(道路の維持又は修繕)

第42条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

エ 土木工事共通仕様書(参考資料)【抜粋】

4. 保安施設設置基準(道路)

(2) 道路工事現場における標示施設等の設置基準

(道路工事の標示)

1. 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

オ 国見町工事請負契約約款【抜粋】

(請負代金の支払)

第33条 受注者は、第31条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。

(2) 認定事実

本件請求に関し、次の事実を認定した。

ア 「令和3年度 町単独事業 徳江佐野台地内路面改良工事」の概要

(ア) 起工起案 令和4年3月4日(総務課長決裁【決裁日不明】)

(イ) 見積書提出 令和4年3月11日([] 580,000円、 [] 630,000円、 [] 620,000円)

(ウ) 支出負担行為票の起票 令和4年3月11日(総務課長決裁【決裁日不明】)

(エ) 契約の締結 令和4年3月11日 請負代金額 638,000円

上期 令和4年3月11日から令和4年3月31日まで

(オ) 工事完成年月日 令和4年5月初旬【詳細な日付不明】

(カ) 検査実施年月日 令和4年5月中旬【詳細な日付不明】

(キ) 支出命令票の起票 令和4年5月【詳細な日付不明】(建設課長決裁【決裁日不明】)

(ク) 支払年月日 令和4年5月31日

(3) 監査委員の判断

本件請求に基づき、「本件工事契約の締結又は履行が、違法不当かどうか」、「本件工事の執行に係る公金の支出が、違法不当かどうか」の2点を監査対象とし、次のとおり判断した

ア 宅地の生活環境の改善について

現場の状況は、道路境の宅地の法面を、垂直及びそれに近い角度で切り取り、その段差の下に水平に路面と同じ高さで砂利舗装・防草シートが施工されている。我々の現地調査では段差の高さは18cm～50cmで平均30cm。12本の境界杭すべてで民地側に入っており、その幅は3cm～47cmで平均21cmと確認された。その段差には一部崩れも確認できた。雑草を抑えることになる水平の部分は、宅地というより道路の一部に見えるため、宅地の生活環境が改善されているとは確認できなかった。

イ 通常は人も通ることない（必要性が低い）道路について

当該道路は、認定路線調書において3109号線と認定されており、道路法が適用される法定道路である。道路法第42条で道路管理者である国見町が常時良好な状態を保つよう維持し、修繕し、もって通行に支障を及ぼさないように努めなければならないとされている。

ウ 公金支出により当該工事を実施する必要はなく不当な行為について

(ア) 工事の必要性について

工事前の町道の雑草が繁茂している状況の写真を見ると、道路全体に雑草が繁茂しており、通行できる状況でなく、水路との区別がつかなく危険な状況のため、道路管理者が「管理不全により町道通行が困難であることから、早急な改善が必要と判断した」ことは、妥当と判断する。

(イ) 工事について

工事内容については、幅員2.2mで、防草シートの上に砂利舗装10cm施工、砂利舗装と防草シートの組み合わせは、砂利の上に種が飛散しても根が張らないので処理が簡単になる。下から生えてこないのも、維持管理が軽減される。砂利の沈下を抑えられ、補充の回数が減るというところで工法を選定した。7～8年効果が期待できる。

工事の進め方については、工事を進める過程で、3月16日の福島県沖地震による災害対応のため、工期延期となったが、その事務手続を取らず、5月初旬に工事を実施・完成し、5月中旬に工事検査を行い合格している。工事代金の支払いについては5月31日に完了している。

契約工期外の5月初旬に工事を行っていたこと、完成届、工事検査調書の日付についても5月中旬に実施したが、契約工期である3月31日にせざるを得なかったことが判明した。

地震による工期延長の手続きを行わなかったことは、災害対応で業務多忙であったとしても、不適切であると判断する。

(ロ) 私有地の施工について

当初は、私有地に入る認識がなく、幅員については、公図を基に決め、設計・施工、工事が終了して、境界杭の再設置のときに、はじめて私有地に入っていることを確認した。原形復旧の考えもあったが、地権者に口頭で説明し、了解を得られたので、そのままとしたとの経過があり、私有地に入っていることを知らずに工事をしていたことが判明した。

現場での幅員、用地境界について、事前及び工事中においても確認をしなかったことは、私有地を侵してしまったことだけでなく、工事の必要性がない私有地まで施工したことに

なる。

維持工事といえども、私有地に入っていることを知らずに、工事を実施することは、あってはならないことであり、事前及び工事中において現場の調査・確認不足があった。

(エ) 地元への周知について

短期間の施工が可能な維持工事であることから周知を行っていないとのこと。ただし、隣接者については説明し了解をいただいているとのこと。

工事用看板については、維持工事の場合、設置していないとのこと。土木共通仕様書の中に「短期間に完了する軽易な工事については、この限りではない」と記載されている。

当該工事の場合、幅員が狭いため、通行止めをして工事を行っている。維持工事といえども、利用者に不便をかけることになるので、地元への周知を行うべきであったと考える。

(オ) 工事完了後の説明内容について

- ・実証試験と説明したことについては、はじめて採用する工法なので「試験的」という言葉を使いますが、「実証試験」という言葉を使ったかどうかは定かではない。
 - ・請負金額が変わったことについては、多くの現場を抱えており、齟齬・記憶違いがあったことは認めます。お詫びしたい。
 - ・私有地に入っていないと説明したことについては、8月の説明会でも「意図せず一部区間民地側へ入っている」と説明している。
- であり、請求人との主張が異なっている。

当該工事については、工事の必要性については妥当と判断されること、また工事の施工については設計通り完了し、工事検査で合格していることもあり、工期変更の事務手続きを行わなかった不適切、私有地境界の事前確認不足があったとしても、本件工事契約の締結又は履行並びに本件工事の執行に係る公金の支出は、違法又は不当であるとはいえない。

よって、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。

第6 意見

本件の住民監査請求については、違法又は不当であったとは言えないという判断に至ったが、今回の監査を踏まえ、以下のとおり意見する。

1 町の事業実施について

本来、道路の維持工事については、地元の方に喜んでいただけるはずなのに、今回は町への不信が残ってしまったことは、大変残念なことであります。真摯に原点に戻られ、新たな信頼関係の再構築に向けて、努力されることを望みます。

2 緊急時の対応について

緊急時の災害対応が発生した場合、往々にして通常業務が後回しになるケースが見受けられます。現場が混乱状態でも、最低限の通常業務を実施できるように、また業務漏れ等を防止するため、チェック・アドバイスできるような協力・応援体制の仕組みづくりが必要ではないかと考えます。

3 情報公開制度に関連して

今回、請求人が、開示請求を行って提出された資料の中の令和4年3月4日起案の起工伺の書

類と町から提出された資料の中の、同一書類に添付されている写真が異なっているのが、確認されました。これをもって監査結果に影響するものではないが、今後このようなことがないように努められたい。

令和5年3月20日

国見町監査委員 佐藤 徳正

国見町監査委員 小林 聖治

